

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
第1-2 (法の基本的な考え方)		
1	<p>法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち・・・の下に、「女性である障害者は複合的な差別を受けやすいことを考慮する。」の一文を追記する。</p> <p>(理由) 性差別と障害者差別を受ける立場にある女性障害者は、その一方から見ただけでは解決されない問題があるため、複合的な視野でみる必要があることを明記しないと見過ごされがちである。</p>	<p>障害者の定義は、法に規定が置かれており、基本方針においても法の定義規定にのっとり記述していることから、対応指針においても同様の記述としております。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
第2-1-(2) (正当な理由の判断の視点)		
2	<p>第2 1 (2) 4行目を以下とすること。</p> <p>…否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに…</u></p> <p>(理由) 障害を理由とする差別の解消を推進する観点から、正当な理由は限定的に運用されることが適当であることから。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>『正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに</u>』</p>
3	<p>「正当な理由の判断の視点」について、「正当な理由に相当するか否かについて」の後に、正当な理由を拡大解釈して、対応をしないということがないように文言を入れてください。例えば経済産業省は「具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく」という文言が入っています。</p> <p>(理由) 特に知的障害、発達障害、精神障害をもつ者は、その障害の特性を理解してもらえず、また、所内の安全のため、と差別的な対応をされている例が多くあります。「やむを得ないから」隔離や無視ではなく、障害をもつ者への合理的配慮を考えることにより、社会復帰が可能となり、再発防止にもつながると、事業所が認識することが大事だと思うからです。</p>	
4	<p>正当な理由とは差別行為を正当化することであり、差別を禁止する法の趣旨を曲解しかねない。障害者の権利利益を侵害することとならないように十分に検討を重ねそれでも尚不可能である場合のみに適用されるべきである。</p> <p>正当な理由の判断の視点の最後の行、「理解を得られるよう努めることが望ましい。」の後に以下を挿入すべきである。</p> <p>尚「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなくその主張が客観的</p>	

	<p>な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取り扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないとすることは適切ではありません。</p>	
第2-1-(2) (正当な理由の判断の視点)		
5	<p>下線部の文言を追加してください。</p> <p>(前略)…事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること、また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望ましい。</p> <p>(理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要がある。</p>	<p>事業者の説明に納得できない場合については、第3「事業者における相談体制の整備」又は基本方針第5の2「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を御参照ください。</p>
6	<p>正当な理由の判断の視点について、(前略)事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることの後に、「また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望ましい」を追加する。</p> <p>(理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要</p>	
第2-2-(1) (合理的配慮の基本的な考え方)		
7	<p>本指針案は、法第8条2項を受け、原則として、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、合理的配慮を行うことを求めつつ、本人の意思表示が困難な場合の一定の例外を設けている。しかし、知的障がい・精神障がいのある人においては、意思表示が困難な場合は少なくなく、かつ、それが理由で差別的取扱いを受けるケースが多い。また、障がいのある人が不当な差別的取扱いを受けた場合に、それを救済するのが司法の役割であり、いわば司法は障がいのある人にとっての最後の砦とも言うべきものであるから、準司法手続である認証ADR手続においては、本指針案が例外としている当該障害者の合理的意思の推定という要請はより強く認められるものであり、その点を明記すべき。</p> <p>また、認証ADRの手続において、本人に意思を確認すべきところ、本人を見ずにそばにいる家族や付添者に意向を尋ねるといった場面がままあるが、この対応は、障がいのある人を独立の人格主体として扱わない処遇であるから、家族や付添者の代弁が本人の意</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

	思に沿っているかどうか十分に注意する必要があることを明記すべき。	
第2-2-(1)ア (合理的配慮の基本的な考え方)		
8	「合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応指針においても同様の記述としております。
第2-2-(1)イ (合理的配慮の基本的な考え方)		
9	合理的配慮の基本的な考え方について、(前略)代替措置の選択も含めの後に、「障害者が必要とするコミュニケーション手段(手話通訳者・要約筆記者等、通訳を介するものを含む)を用意したうえで、」を追加する。 (理由)障害者が必要とするコミュニケーション手段の準備があつて、初めて双方の建設的対話ができる	障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であることについて、事業者にご理解いただき、適切に取り組んでいただけるよう、具体例を蓄積し広く国民に提供するなど、周知・啓発に取り組んでまいります。
10	合理的配慮の基本的な考え方について、(前略)…代替措置の選択も含めの後に、「障害者が必要とするコミュニケーション手段(手話通訳者・要約筆記者等、通訳を介するものを含む)を用意したうえで」を追加してください。 (理由)障害者が必要とするコミュニケーション手段の準備があつて、初めて双方の建設的対話ができます。	
第2-2-(1)ウ (合理的配慮の基本的な考え方)		
11	「意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。」とされているが、(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべきである。	障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であることについて、事業者にご理解いただき、適切に取り組んでいただけるよう、具体例を蓄積し広く国民に提供するなど、周知・啓発に取り組んでまいります。
12	合理的配慮の基本的な考え方のウについて、(中略)障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(の後に「手話通訳者・要約筆記者等、」を加える。 (理由)障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、コミュニケーションを支援する者についても明記する必要	
13	合理的配慮の基本的な考え方のウについて、意思の表明に当たってはの後に「障害特性	

	<p>に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を用意すること」を明記すること。</p> <p>（理由）障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の用意が必要なため。</p>	
14	<p>「合理的配慮の基本的な考え方のウ」について、「意思の表明が困難な障害者が、家族や介助者を伴っていない場合」でも、「建設的な対話を働きかける」ために、「建設的な」の前に「知的障害・精神障害の特性に通じた支援者の協力のもと」という文言を入れてください。</p> <p>（理由）軽犯罪を犯した知的障害、発達障害、精神障害をもつ者は、その障害の特性を理解してもらえず、差別的な対応をされている例が多くあります。知的障害者・精神障害者を理解し、対応するということは、とても根気がいるものです。突然パニックになったり、鼻につく話し方しかできなかつたり。でもそれは理由があります。これらは理解がないと難しいものです。これまでは多忙な職員が対応することで不当な差別的扱いを見過ごす結果が多かったのだと思います。安定して対応できる支援者を入れることで、トラブルも少なくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>コミュニケーションを支援する者は多様であることから、御意見を踏まえ、例示的に「支援者」、「法定代理人」を加えることとしました。</p>
15	<p>第2 2 (1)ウの末尾を「<u>自主的に取り組むものとする。</u>」とすること。</p> <p>（理由）同種のサービスに係る合理的配慮の内容が官民で大きく異なることは障害者にとって不利になると考えられることから。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり加筆いたします。</p> <p><u>『4 留意点 対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。事業者における障害者差別解消に向けた取組は、対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困</u></p>

		難である場合など、特に必要があると認められるときは、 <u>法第 12 条の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。』</u>
第 2 - 2 - (1)オ (合理的配慮の基本的な考え方)		
16	<p>第 2 2 (1)オの 2 行目を「…事業主体の違いも考慮した上で、<u>提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受け、法の趣旨を損なうことのないよう対応するものとする。</u>」とすること。</p> <p>(理由) 同種のサービスに係る合理的配慮の内容が官民で大きく異なることは障害者にとって不利になると考えられることから。</p>	御趣旨を踏まえ、No.15 の御意見を踏まえた留意点の加筆により対応いたします。
第 2 - 2 - (2) (過重な負担の基本的な考え方)		
17	<p>過重な負担の基本的な考え方について、「障害は当事者ではなく社会によってひきおこされるものであり障壁を除去するのは当事者ではなく社会の側である。過重な負担と言えさえすればそれがまかりとおってしまうのであれば合理的配慮提供義務が形骸化されてしまう。正当な理由と同様に拡大解釈され差別を是正できない。不当な差別的取り扱いはしてはならないし合理的配慮の不提供は差別である。」を挿入すべきである。</p> <p>(理由) 過重な負担か否かはあくまで事業者側に委ねられておりまた対応する人間が障害に理解のある人間か否かでも大きく異なる。本法は差別を解消する(なくす)法律であるにもかかわらずこれでは現行と全くかわらない。むしろ正当な理由や過重な負担を明記することで差別を助長もしくは差別を促進する法律になりかねないため正当な理由や過重な負担は障害者権利条約の条文にしめされている障害者の基本的人権の確保と共存共生を第一義的に踏まえた実効性のあるものにすべきである。</p>	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 『事業者において、 <u>具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに』</u>
18	司法の重要性に鑑みれば、過重な負担は、準司法手続においては、原則として考慮する必要はなく、本指針案においても、過重な負担については、極めて限定的に考慮すべきことを明記すべきである。	
19	<p>過重な負担の基本的な考え方について、「○費用・負担の程度」の項を削除されたい。</p> <p>(理由) 費用が発生するので手話通訳者または要約筆記者を頼まないなど、意思疎通の権利が金銭に換算される風潮を助長する書き方には違和感を感じる。</p>	合理的配慮は、実施に伴う負担が過重とならない範囲で提供されるものであり、過大なコストを強いるものではありませんが、御趣旨を踏まえ、No.17 の御意見を踏まえた加筆により対応い

		たします。
第3 (事業者における相談体制の整備)		
20	<p>第3 4行目を「…などの多様な手段を用意するものとし、<u>実際の相談事例については順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。</u>」とすること。</p> <p>(理由) 相談の実効性を担保するには障害特性に応じた多様な手段の確保が不可欠であることから。また、合理的配慮の提供にあたっては、相談事例の蓄積と活用が有効であることから。</p>	<p>御趣旨を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>『<u>また、障害者が他人とコミュニケーションを 図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲 で用意して対応することが望ましい。さらに、 実際の相談事例については、相談者のプライバ シーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配 慮の提供等に活用することが望ましい。</u>』</p> <p>なお、基本方針第2の3(1)イの記述にあるとおり、内閣府においては、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供することとしています。</p>
21	<p>相談への対応にあたり、「既存の相談窓口等の活用や・・・」とあります。これでは、本当に障害者及びその家族等の相談に的確に対応できるのでしょうか？障害の特性についての理解及び客観性の確保がなければ、的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じます。「なお、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者の配置や職員研修等により、窓口担当者の専門性と客観性を確保することが重要である。」の文章を入れて下さい。</p>	<p>個々の事業者における相談体制の具体的な在り方に係る事項と考えられますが、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>事業者における相談体制の整備について、「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を用意すること」を明記すること。</p> <p>(理由) 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の用意が必要なため。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>『<u>相談時には、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メール、また、障害者が他人とコミュニケーションを 図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応することが望ましい。 さらに、実際の相談事例については、相談者の プライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の 合理的配慮の提供等に活用することが望まし</u></p>

		い。』
23	「相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。」の文言を入れること。 (理由) 障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要なため。	個々の事業者における相談体制の具体的な在り方に係る事項と考えられますが、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
24	事業者における相談体制の整備について、「相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れることが望ましい。」を追加する。 (理由) 障害の特性についての理解があって、はじめて障害者及びその家族等の相談に適切な対応ができる	
25	相談窓口について、「相談員は複合的な困難について理解している女性の相談員を必ず置くこと」の一文を追記すること。 (理由) 女性であり、障害者である女性障害者の複合差別は、容易に理解されにくく、相談窓口で更に差別を受けることがある。また女性特有の相談もあるため、男性には話しにくいこともある。そのため知識を持った相談員が対応できることが必要である。	
第4 (事業者における研修・啓発)		
26	事業者は、事業者内の相談担当者に対し十分な研修を行い、障がいに関する理解を深め、適切な助言ができるような研鑽を積ませるとともに、相談担当者が問題を抱え込まないように適切な支援を行えるような体制を構築することが望ましい旨明記すべきである。	個々の事業者における相談体制の具体的な在り方に係る事項と考えられますが、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
27	職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望する。研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要がある。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにするのを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須である。	
28	「職員への研修・啓発において、障害者団体とも連携して行う。その際、男性障害者の意見のみでなく、女性障害者からの意見も聞き取る。研修講師として当事者を招く場合はジェンダーバランスに考慮し、複合差別の知識を持った女性当事者を必ず入れる」という一文を追記する。	

	(理由) 権利条約の基本的な理念である「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を 実践するため、当事者の声を聴くことが必要。ただ障害者団体などは男性が長であるこ とが多いので、その団体の代表者をだすとなると男性に偏りがちとなる。積極的改善を するために女性当事者をいれることを明文化すべきである。	
第5 (相談窓口)		
29	第5に、「事業者においても、法務省の相談窓口について障害者及び関係者に分かりや すい形で周知すること。」を追加する。 (理由) 相談窓口はあらゆるルートで分かりやすく周知する必要があることから。	御指摘の点につきましては、事業者において検 討すべき事項であると考えます。
30	事業者が不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の際に相談する窓口になると思わ れるが、「○相談方法はメール、来庁来省、ファックス、電話など多様な方法で行うこ と。障害者にとり相談しやすい方法で行うこと。」「○相談機関は所管事業者の立場に 立つのではなく法の趣旨に鑑み、公平な立場で相談にのるものとする。」の以上二点を 追加挿入すべきである。	貴重な御意見として承り、今後の行政運用上の 参考とさせていただきます。
〔別紙〕(障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の具体例)		
31	障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要 がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべ きである。その他、障害当事者間の情報共有のため WEB サイトの有効活用を促進し事 例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望する。	具体例の蓄積については、基本方針第2の3(1) イの記述にあるとおり、内閣府において、今後、 合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供 することとしています。
32	具体例があまりにも少なく、多種多様で種別、程度の異なる障害者に対して全く網羅し ていない。具体例については障害当事者家族その介助者、障害者団体等からひろく意見 を募り反映させ、更新し蓄積すべきである。対応指針は最終確定とせず、随時加筆、訂 正、修正し周知すべきである。	
33	障害特性に応じた具体的対応例に、発話の障害である吃音(きつおん・どもり)をもつ と詳細に記述してほしい。上に書いたように対応指針を修正加筆したうえでさらに吃音 のことも具体的に記述をしてほしい。 (理由) 政府広報オンライン発達障害ってなんだろう、国立障害者リハビリテーション センターの発達障害情報・支援センターにも「吃音」のことが取り上げられている。吃 音者は発話するときその障害が出現する。主に難発、連発、伸発がある。発話するこ きに吃ってしまうことにより、言いたいことを伝えられない。発話できやすい言葉を使	第2の2(3)にもあるとおり、別紙記載の具体 例はあくまでも例示であり、記載されている具 体例に限られるものではありません。いただ いた事例は、今後の参考とさせていただきます。



	<p>うこと。上手く発話できないが故に時間がかかる。発話する際に身体全体や身体の一部が不自然に動くことや表情が歪むことがある。発話する際に相手に唾液を飛ばしてしまうこともある。絶対に発話しなければならない挨拶や名前を名乗ることや、言いやすい言葉を発話するためタメ口になることや敬語が使えないこともある。接客マニュアルに書いてある順番通りに話せないこともある。決められた言葉を発話できないために相手から常識がない人間だと思われることもある。吃音を知らない人間から見れば不自然、不審、不安、恐怖、嫌悪、不快、非常識だなどの感情が芽生えるかもしれない。だが、吃音というものを理解してほしい。笑わないでほしい。吃音当事者がどのようにしてほしいかよく話し合っしてほしい。</p> <p>合理的配慮例として吃音者が言い終えるまで待つこと、発話のみのコミュニケーション以外を選択できるようにすること、敬語が使えないことを怒らないこと、常識がないと判断しないでほしいこと、吃音者が希望すれば別室で他人の視線を気にせず話せるようにすることなどを行ってほしい。くれぐれも早く話せだとか、時間がかかる奴だと言ったり思ったりしないでほしい。</p>	
〔別紙〕 1 (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)		
34	<p>不当な差別的取扱いに当たり得る具体例の段落の最後に、「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応することは、不当な差別的取扱いである。」を追加していただきたい。</p> <p>(理由) 随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがあります。健常者には不自然に感じられたり、不安な感情を呼び起こすかもしれません。そのことにも理解を示していただきたい。</p>	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 『 <u>障害を理由</u> として』
〔別紙〕 2 - (1) (物理的環境への配慮の具体例)		
35	物理的環境への配慮の具体例に、聴覚障害者への具体例が見られません。「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」を具体例に加えて下さい。	別紙の2の(2)：具体例2つ目に、災害時に限らず、情報保障の観点から、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供について、記載しております。
36	「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する	

	こと。」を明記すること。 (理由)聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で、対応すべき。	
37	「館内放送や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。」を明記する。 (理由)聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からないため、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で対応すべき。	
38	物理的環境への配慮として、「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。	
〔別紙〕 2 - (2) (意思疎通の配慮の具体例)		
39	8頁8行目の「比喩表現等が苦手な～説明する」という例について、わかりづらいです。文頭に「発達障害者で」を、「説明する」の前に「具体的に」という文言を追加してください。また、その後に、例えば嫌味などは通じないことや、額面どおりの意味を取りがちなこと、あいまいな表現が苦手なことを追加すること。どんなあいまい表現を使うと混乱を生じるのかがわかるようしてください。 (理由)この例は、初め、なんの障害のことを言っていて、どのような場面に対する配慮なのか、全く想像が付きませんでした。発達障害も社会に理解されにくい障害の一つであり、非障害者にも想像がつくように記載した方がよいと思います。刑務所などでは、発達障害者の言動が「かわった行動」で済まされなくて、トラブルに発展してしまうのだと思います。特に知的障害(発達障害)者は初期段階で、コミュニケーション支援につなげることが求められていると思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 『二重否定表現などを用いずに具体的に説明すること』
40	「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追加していただきたい。 (理由)吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識しさらに悪化することがあります。そのことにも理解を示していただきたい。	第2の2(3)にもあるとおり、別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。
41	意思疎通の配慮の具体例に、「会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」を加えて下さい。	

42	<p>「知的障害に配慮した,」を「障害者に配慮した,」に訂正する。  (理由) ゆっくり, 丁寧な説明, なじみのない外来語はさける, といった配慮は知的障害者だけでなく, 他の障害者等からも申し出があることが考えられるため。</p>	
〔別紙〕 2-(2) (意思疎通の配慮の具体例)		
43	<p>認証 ADR も準司法手続である以上, 手続の間を通じて, コミュニケーション保障に関する合理的配慮が一貫してなされなければならない旨を明記したうえで, 具体例の列記をすべき。また, 知的障がいのある人等, 意思疎通が不得意な人に対しては, 手続の内容がわかるように支援者の同席, 補佐を認めることを具体例として挙げるべき。</p>	<p>別紙記載の具体例はあくまでも例示であり, 記載されている具体例に限られるものではありませんが, 御趣旨を踏まえ, No.22 の御意見を踏まえた加筆により対応いたします。</p>
44	<p>合理的配慮の具体例について, 「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を用意すること」を明記すること。  (理由) 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者, 要約筆記者等の用意が必要なため。</p>	
45	<p>意志疎通の配慮の具体例「筆談, ~などの意思疎通の配慮を行うこと。」に, 「必要に応じて, 手話通訳や要約筆記者を用意すること」の文言を追加  (理由) 具体的なコミュニケーション手段と人的支援の双方の例示が必要と考える。また, 事業者として手話通訳者・要約筆記者等を用意するという考え方も必要</p>	
46	<p>「○必要に応じてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置する。」を追記  (理由) 意思疎通の配慮の具体例として, コミュニケーション方法だけでなく, 手話通訳者等, 人的支援についても明記すべきと考えるため。</p>	
〔別紙〕 2-(3) (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)		
47	<p>合理的配慮の具体例に「説明会等でスクリーンや板書, 教材, 手話通訳者等がよく見えるように, スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」を追加する。  (理由) 事業者として, 多様な手段の確保をする必要と考えるため。また, 聴覚障害者の場合, 音声情報が入らないため, 視覚をとおして, 資料と手話もしくは文字通訳を見るため, 見える範囲に収まる必要があるため。</p>	<p>御意見を踏まえ, 次のように修正いたします。  『スクリーン, <u>手話通訳者</u>, <u>板書</u>』</p>
48	<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例における「スクリーンや板書等がよく見えるように,</p>	

	スクリーン等に近い席を確保する。」を「スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」との表現に変えて下さい。	
49	「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をすることが必要になった時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」を追加していただきたい。 (理由) 吃音のある人にとって大勢の人の中で話すことに大きなストレスを受けます。言葉がさらに出にくくなることがあります。比較的静かな環境で説明ができるようにしていただきたいと思います。	御意見を踏まえ、次のように修正いたします。 『多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、 <u>障害の特性や施設の状況</u> に応じて』
その他 (全体)		
50	差別を解消するための支援措置について 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の目的は、障がいを理由とする不当な差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することであり、その目的を達成し、不当な障がい者差別の解消を効果的に推進するためには、「事業者における研修・啓発」によって障がいに対する正しい理解を深め、「事業者における相談体制の整備」、とりわけ障がい者およびそのご家族に対する「合理的な配慮」を有形無形に整備する必要がある。 具体的には、我々認証紛争解決事業者は、障がい者の解決機関利用に際しては、必要に応じて筆談・手話・点字等を用い、解決機関の利用方法や調停のやり方など、資料等も図解を使用し、文字の大きさにも配慮してわかりやすく説明し、紛争内容の聞き取りやどのような解決を希望するのかなども、可能な限り時間をかけて対応することを心掛けたい。必要であれば家族の方の同伴・参加も最大限許可できるよう柔軟な対応も視野に入れる。 また物理的な配慮として、車いす等を利用する障がい者の移動補助や携帯スロープの設置、テーブルやいすの高さの調整やクッションなどの用意、説明担当者の声が聞こえやすい位置取り等に留意し、駐車場のスペース確保、移動が困難な障がい者の場合は、相談を受ける場所や調停実施場所を出来るだけ近隣で行うことも検討する。 障がい者の方の緊張感や不安感を出来るだけ取り除いて、いつも通りの状態で安心して解決機関を利用してもらえるよう努めたい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
51	差別を解消するための支援措置について	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

	<p>紛争の防止等のために裁判外紛争解決機関（かいけつサポート）の活用を  「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の目的は、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することであり、その目的を達成し、障害者差別の解消を効果的に推進するためには、「事業者における研修・啓発」、「事業者における相談体制の整備」とともに、「紛争の防止等のための体制」を整備する必要があります。また、行政機関等や事業者は、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じるとともに、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する紛争を防止することが必要不可欠です。</p> <p>この法では、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしていることから、法務省認証の裁判外紛争解決機関（かいけつサポート）との連携を図り、その専門性を向上させ、「事業者における相談体制の整備」とともに、「紛争の防止等のための体制」を整備し、活用することによって、障害者差別の解消の推進に資する体制の整備を着実に進めていくことを要望します。</p>	<p>できます。</p>
52	<p>各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとはいえず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては、障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望する。</p>	<p>貴重な御意見として承り、本指針の施行に向けた取組の参考とさせていただきます。</p>
53	<p>対応要領・対応指針等はじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し、点字（墨字ページ参照付）、音声、拡大文字、電子データ（テキスト、WEB）を必ず提供すべきである。</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の行政運用上の参考とさせていただきます。</p>
54	<p>WEB サイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。</p>	
55	<p>本指針案が広く国民に浸透するよう、重要度に応じて段階を設けたり、個別の項目の検索が容易となるような構成をすべき。</p>	
56	<p>施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問題点の改善をすべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本方針第5 5（2）において、「法の施行後3年を経過した時点における法の施行状</p>

		況に係る検討の際には（中略）基本方針についても併せて所要の検討を行うものとする。基本方針の見直しに当たっては、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。対応要領、対応指針の見直しに当たっても、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされています。
57	表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべきである。	御趣旨を踏まえ、No.15の御意見を踏まえた留意点の加筆により対応いたします。
58	対応指針の内容が全体的に不足しているように感じる。他の対応指針を参考にしてほしい。修正加筆をしてほしい。 （理由）法務省所管事業の施設を利用する人々の中には社会的障壁を持った人がいます。もう少し詳しくわかりやすい対応指針案にならないでしょうか？ 例として厚生労働省関係の対応指針案「障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）」がイラストや対応事例や参考ホームページが記載されていてわかりやすいと思いました。	御意見を踏まえ、他省庁の対応指針を参考にして加筆修正しております。
59	障害者である事を理由に窓口での対応を劣化させる等の不利益が与えられなければ適切であると考えている。 合理的配慮の具体例も適切であると考えているが、中小規模の窓口においてはこれらの対応を行うのもその準備をするのも難しい状況が多くあると考えているので、行政での相談窓口の設置、対応マニュアルや知識集積の整備を行う事が望ましいと考える（各種発表を見る限りだとこれは普通になされる様であるので、特に問題ない対応指針案になっていると考える。）。	賛同の御意見として承ります。